

視察報告書

報告者氏名 高橋 英昭

委員会名:民生常任委員会

期間:2023年11月8日(水)~2023年11月10日(金)

視察都市及び視察項目:

大阪府高槻市 がん検診受診率向上について

香川県高松市 高齢者居場所づくり事業について

国の重層的支援体制整備事業を活用した事例及び、支援ニーズ
に対応する包括的な支援体制づくりについて

福岡県福岡市 児童虐待未然防止への体制づくりについて

① がん検診受診率向上について

●高槻市の概要

・人口約35万人の中核市(平成15年移行)。大阪市と京都市のほぼ中間に位置し、2大都市のベッドタウンとして栄える。昭和35年頃から人口が急増し、これに伴う公共施設の整備・拡充(主に学校建設)などにより財政赤字へ。その後、自主再建により赤字を解消しつつ、市街地の再開発などに取り組み、現在の都市基盤を作り上げた。

●高槻市のがん検診と受診率向上の工夫

- ・5がん(肺がん・胃がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん)の検診は、乳がん検診のみ国の指針である40歳以上の受診ではなく、30歳以上(前年度未受診者)が対象となっている。この経緯は明確にはわかっていないが、かなり以前より市独自の取組になっているとのこと。その他のがん検診は本市同様に国の指針に準じている。また、本市同様に胃がん対策として中学2年生を対象としたピロリ菌検査、成人のピロリ菌検査などを実施している。
- ・受診率の向上策として大きいのは、なんといっても無料で受けられること。平成27年9月より受診率向上のための取組をスタートさせた。
- ・その他の工夫としては、まとめて健診として特定健診と共にかん検診が受けられる日をあらかじめ設定している。本市の場合は別途申込みが必要になるが、その煩わしさを解消している。また、集団検診におけるがん検診では保育付きの健診を年間14回開催、個別の受診勧奨や再勧奨においても、医師会からのデータに基づくターゲット選定を参考に勧奨はがきにも工夫を凝らしている。
- ・これらの取組の結果、高槻市のがん検診については、大阪府平均はもとより、全国平均よりも全てのがん検診において高い受診率を誇る。特に子宮頸がん検診の受診率は国の平均より10%近くも高く、全国でも1位となっている。
- ・取組以外での受診率が高い背景としては、理由は定かではないが、もともと大阪北部地域はヘルスリテラシーが高い地域となっているようだ。これを裏付ける

かのように、健康寿命も大阪府内で女性が1位、男性が3位と高い順位となっている。

●所感

・高槻市のがん検診は高い受診率を誇るが、一番効果を発揮している施策としては何とんでも受診料無料化であろう。本市でも取り入れることによって、受診率向上に寄与することは間違いないが、当然のことながら財源の問題がある。高槻市でも初年度で7億円の拠出があり、現在では8.5億の予算が組まれている。市民の命は金に変えられないと言われればその通りであるが、この仕組みは受診率が高くなればなるほど予算を必要とする仕組みとなっており、ムダはもちろんであるが他の事業を廃止するなどして財源を生み出したとして、果たして高まる受診率にどこまで対応できるのか？という課題が付きまとうこととなる。さらには、すでに無料化に加え様々な工夫を凝らしている高槻市であっても、受診率は全国平均よりは上ではあるものの、一番高い子宮頸がん検診は30%にも満たない状況である。このような中で、どこまで予算をつぎ込むかは非常に難しい選択となる。

無料化の施策以外の部分は大いに本市も参考にすると良いと思う。しかし、議会発議でがん克服条例を制定した横須賀市としては、先進的な取組をする必要もあるであろう。例えば、子宮頸がんワクチンの男性への勧奨などはどうだろうか。子宮頸がんは主に性交渉によるHPV感染によって広がっていく。また、中咽頭がんや肛門がん、直腸がん、陰茎がん、などの多くがHPVによることが近年わかってきており、世界的にも男性への接種が高まりを見せてきている。自治体としても実施している所は現在ないと思われ(東京都は検討中らしいが)、先進的な取組としていち早く導入することに意義はあるのではないだろうか。

②-1 高齢者居場所づくり事業について

②-2 国の重層的支援体制整備事業を活用した事例及び、支援ニーズに対応する包括的な支援体制づくりについて

●高松市概要

・香川県のほぼ中央に位置する人口約42万人の中核市。中心商店街である丸亀町商店街は活気溢れる商店街として多くのメディアで紹介されている。

●高齢者の居場所づくり事業について

・高松市では高齢者の居場所を、「65歳以上の高齢者が気軽に集えるスペースで介護予防や健康増進、ボランティア活動、世代間交流など様々な地域活動の場となるもの」と定義し、住み慣れた地域で自分らしく暮らせる地域包括ケアを構成するものの一つとして捉えて事業を展開している。

・開設数は令和4年度末で194か所。市内300か所程度の開設を目指していたが、現在では開設個所数にはこだわらない。これは、市の補助を受けずに活動したい団体なども増えてきたためである。

・実施主体は自治会や老人会、趣味の会などから、事業所・NPOや個人で行っているものもある。活動も多岐にわたっており、趣味に関するものから健康体操、単に集まっておしゃべりをするようなものまである。

・主に地域の集会場で実施されているが、公共施設なども活用されている。個人のお宅を場所として提供している所もある。

・市からの活動助成金を受けるにはいくつかの条件がある。3年以上継続する意思があり、高齢者の登録が10名以上(活動は5名以上)、1回あたりの活動時間は2時間以上、介護予防メニューを毎回の活動に取り入れるなど。また、活動回数によって助成金額も異なり、MAX週3回以上の活動で7万円/年、MINは月2回以上週1回未満で2万円/年となっている。

また、平成28年度より「子どもとのふれあい加算」として小学生以下の子ども(5人以上)との交流を行った場合に1回あたり500円(30回/年まで)の加算を行っており、コロナの影響で実績は若干落ちてはきているが、1割強の団体において実績がある。

・平成30年度から、医師会や医療系大学との連携により、希望する団体に医師や大学生、民間事業者を派遣し健康増進や認知症予防などの取組を行っている。また、コロナ等の影響を抑えるためオンラインでの介護予防教室を令和3年度より実施している。

・効果としては、主観的健康感の維持向上を感じる方が90%以上、また利用者と未利用者での介護保険の新規認定者率は、おおよそ1/3~4程度まで抑えられている。

●国の重層的支援体制整備事業を活用した事例及び支援ニーズに対応する包括的な支援体制づくりについて

・高松型地域共生社会構築事業は、平成29年に厚労省より出された「地域共生社会の実現に向けて」に沿う形で平成30年よりモデル事業を開始し、組織機構の変更やエリアの拡大を進めながら、令和3年に重層的支援体制整備事業が創

設されたことと同時に移行準備事業を開始、令和 4 年より十三事業を開始している。

- ・体制は 3 層構造で、本庁(プロジェクトチーム)→地域福祉ネットワーク会議→総合センター(6)・支所(3)となっている。地域福祉ネットワーク会議とは本市でいう地域支えあい協議会、総合センターとは本市でいう行政センター、支所とは行政センターの簡易版のようなイメージ(その他に出張所があり、こちらは役所屋のイメージ)。
- ・重層的支援体制整備事業の各事業では、生活支援体制整備事業を生活支援コーディネーターが、アウトリーチを通じた相談・継続的支援事業等をまるごと福祉相談員が中心となり実施している。生活支援コーディネーター、まるごと福祉相談員はいずれも社会福祉協議会の 15 名が兼務で行っている。業務の割合はイメージとして前者を 2/3、後者を 1/3 とする。
- ・地域福祉ネットワーク会議は44の地域コミュニティ協議会(本市でいう地域運営協議会)中、43の協議会で立ち上がっている。そこでは、住民主体の支えあいサービスが展開されている。
- ・参加支援事業では就労に限定せず、農業の収穫体験等、本人の特性に合わせたオーダーメイドの支援メニューをつくっている。これらは一般社団法人hito. to coに委託事業として展開している。
- ・まるごと福祉相談員以外の相談体制としても、つながる福祉相談窓口として本庁・総合センターに窓口を開設している。
- ・どんな困りごとにも対応できるよう、まるごと福祉会議を開催、多くの他機関と協働で行われるほか、個別ケースの支援に対しても個別会議を開き対応にあたっている。
- ・周知啓発は職員向け研修や市民向けには広報やデジタルサイネージなどを活用し周知にあたっている。

●所感

- ・高齢者の居場所づくり事業については、高齢者が自身の居住地域において生き生きと暮らしていくために、様々な選択肢がある中での居場所への参加、また介護保険の新規認定者率が抑制されている点からも有効であると感じる。しかしながら、本市においてはすでに老人クラブへの運営助成が実施されている中で、その他の団体への助成を行うことで参加者の重複など課題もあると思われる。また、高松市でも一時は 244 か所あった高齢者の居場所が、少しずつ減ってきているが、原因は単に「助成を受けずに活動する団体も増えてきた」という言葉通りのことではなく、助成金を受けることによって生じる様々な規制や条件に縛られずに活動をしたい団体もあるのではないかと推測される。

高齢者の活動の課題として、すでに活動をしている団体をさらに応援するよりも、これまで参加してこなかった人をいかに参加させるか、に尽きると思う。その有効となる手段は現時点では思いつかないが、今後もしっかりと検討を重ねていかなければならない。

この事業も敬老のお祝い金を廃止する代替えの事業だという。本市の高齢者施

策はその予算執行率からみても、根本的に考え直さなければならない時期に来ていることは事実であり、高齢者の居場所事業にこだわらずとも柔軟に検討していくべきだと感じる。

- ・重層的、包括的な支援体制の構築では、本市においても社会福祉協議会の働きがカギになるであろう。今現在では行政センターに地域生活相談員を置くことにより、高松市と同じような状況を作ってはいるが、いずれ職員数も人口減少とともに減っていく中で、市の職員がこのポジションにいつまで付いていられるのか？また、地域福祉の要でもある社会福祉協議会が、本来の役割と力を発揮するためにも少しずつ移行していくのが望ましい。

現状の本市社会福祉協議会が高松市のような形で地域に入っていくことは、正直難しいのではないかと感じているが、その体制づくりのための福祉部こども部との人事交流や、研修、社会福祉協議会の役割を明確にすることなど、一つずつクリアしていくことにより実現につながる道筋はあると思う。

本市の行政センターにあたる総合センターに、地域包括センターのサテライト窓口を置くなど、「地域の課題は地域で解決する」という大きな理想に確実に進んでいる様も、非常に共感できる点だ。本市も総合相談としてほっとかんはあるが、行政センター単位でもそのような仕組みを構築していくために、そうしたサテライト窓口の設置を進めるべきではないだろうか。

③児童虐待未然防止への体制づくりについて

●福岡市概要

- ・人口約 164 万人の政令指定都市であり、九州最大の都市。人口増加率は政令指定都市の中でトップであり、グローバル創業・雇用創出特区として北九州市とともに国家戦略特別区域に指定されている。

●児童虐待未然防止への体制づくりについて

- ・第 5 次福岡市子ども総合計画では、「すべての子どもが夢を描けるまちを目指す」として 3 つの目標を掲げ施策を展開している。その中の目標3「さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長」を達成するための施策として、児童虐待防止対策と在宅支援の強化がある。
- ・早期発見、早期対応、未然防止に関わる施策を、今年施行された「福岡市子育て家庭を社会全体で支え、子どもを虐待から守る条例」以前から重点的に取り組んでいる。
- ・関係機関が連携して子ども・家庭を支援するため要保護児童支援地域協議会が各区に置かれ、児童相談所の職員もそのメンバーの一人として参画している。また、全体会のようなものも設置し情報共有などを図っている。
- ・こども総合相談窓口では教育委員会の相談窓口も設置、子ども未来局と教育委員会(教育相談課)の兼任職員を配置し密な連携を図っている。
- ・年間での虐待相談や通告件数は約7700件、うち子どもからのものは138件。GIGAスクールによりタブレットを 1 人 1 台配布しているが、その端末からチャットや音声通話で簡易的な相談も相談センターにできるようになっている。件数

は令和4年度で337件、その内容の多くは友人関係の相談となっている。
女の子専用の相談窓口もあり、こちらは20年ほど前より設置。令和4年度は272件の相談があり、女性相談員が対応をしている。

- ・2021年より、日本財団と「家庭養育推進自治体モデル事業」にかかる協定を締結しており、里親委託や特別養子縁組などの家庭養育の推進などに取り組んでいる。現在でも里親委託率は全国1位であるが、さらに2025年度末までに3歳未満の里親委託率78.5%の達成と高い目標を掲げ、毎年里親家庭を30世帯の純増、5年間で150世帯の純増を目標としている。日本財団からの支援として、最長5年間で5億円の助成を福岡市内の民間団体(乳児院、児童家庭支援センター等)に対して実施、5年後に国のメニューが出来次第、福岡市の単独事業に移行する予定となっている。
- ・レスパイトにおけるショートステイは、年間延べ日数で6800日、当初乳児院を想定していたが、現在は里親を進めている。ショートステイ専用の里親もあり、一時保護などにも活用している。

●所感

- ・財政力のある政令市とあって、児童虐待未然防止の体制は非常に充実したものとなっているが、残念ながら本市においては規模・体制ともに福岡市のようにはいかないであろう。そのような状況でも、本市でもより充実させるためヒントはある。GIGAスクールにおける一人一台端末を利用した相談体制の充実は、教育委員会との協力で進めるべきではないだろうか。その際に女の子相談窓口など、より子どもの属性に合わせた相談体制なども併せて検討していくべきだろう。また、里親に関しても、一時保護やレスパイトでの活用という点も興味深い取組である。本市でも、ショートステイファミリーとして里親の活用をしているが、ショートステイ専門の里親という形ではない。里親を増やしていくことが本市でも課題となっている中で、ショートステイ専門の里親というのは里親に関心のある方々の心理的ハードルを少しは和らげる効果も期待できるのではないだろうか。

以上